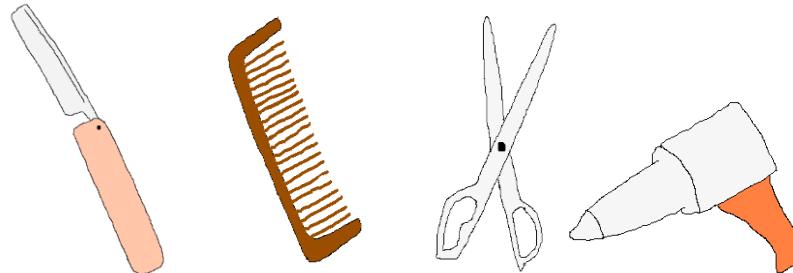


理容所・美容所 重複開設のてびき



～平成 28 年 4 月 1 日から特定の条件を満たす施設に限り、同一の場所で理容所と美容所を開設することが可能になりました

～

東京都島しょ保健所

生活環境担当

＜重複開設が認められる特定の条件とは… 以下の2つを満たす必要があります＞

- ① 理容所及び美容所に必要な衛生上の要件を満たしていること。
- ② 施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所であること。

開設までの手続き

事前相談

構造設備、その他について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。

書類の提出

開設には下記の書類が必要です。
施設検査までの日数に余裕をもって届け出てください。

施設の検査

施設が完成したら、保健所の職員が設備基準等に適合しているかどうか検査します。

開店

検査に適合し、保健所長の確認を得ると開店できます。後日、確認済証を交付します。認印をお持ちの上、速やかに取りに来てください（※郵送をご希望の場合は、下記をご覧ください）。

開設時に必要な書類

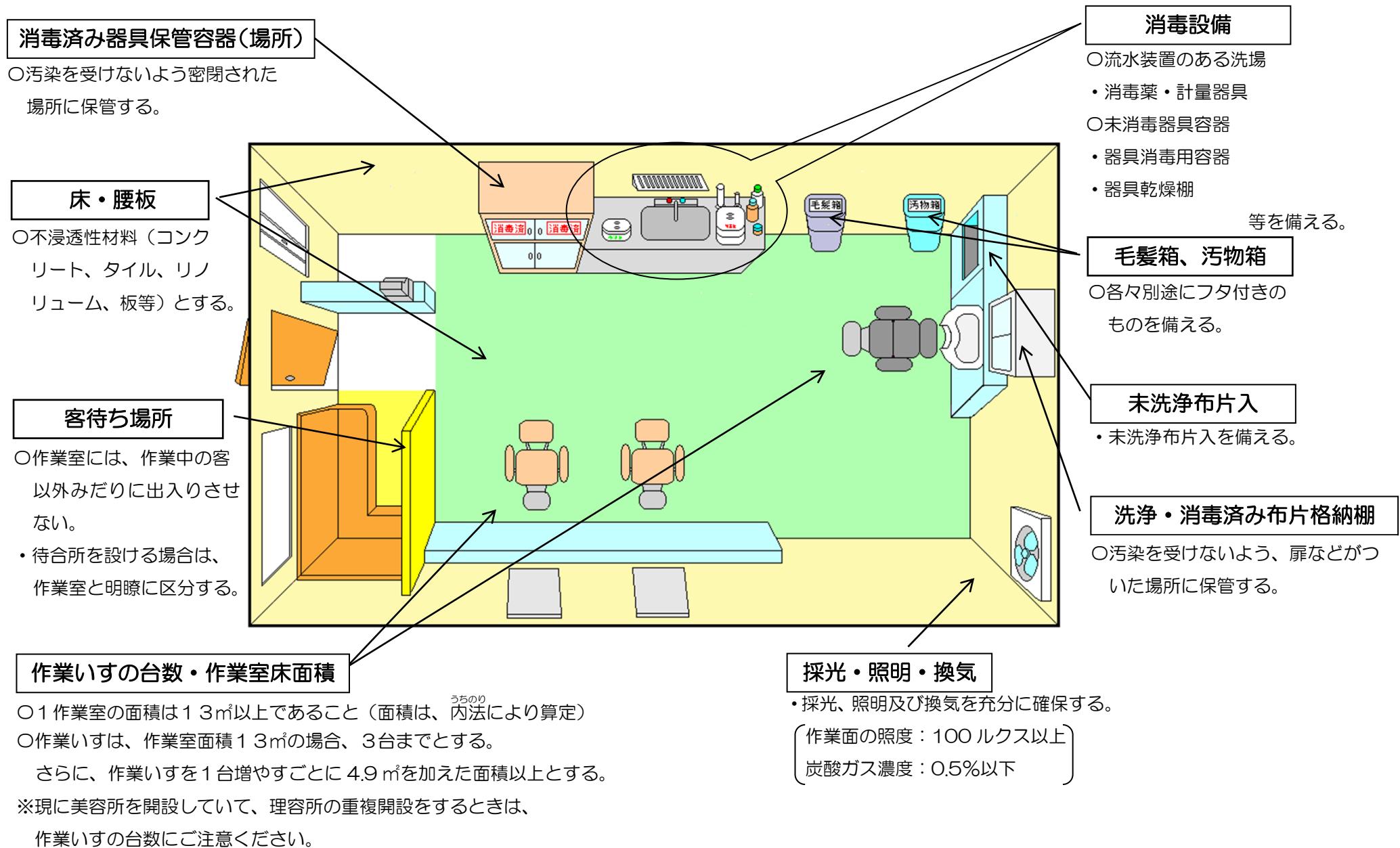
- ✕ 理容所及び美容所の開設届^{※1}
- ✕ 構造設備の概要
 - ❖ 施設の平面図
- ✕ 従業者名簿
 - ❖ 有資格者の理容師免許証及び美容師免許証（本証提示）
 - ❖ 有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮膚疾患でないことがわかる、3ヶ月以内のもの）
 - ❖ 管理理容師及び管理美容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合必要（本証提示）。なお一人が兼務可能
- ✕ 検査手数料（48,000円^{※2}）
- ✕ 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6ヶ月以内）（原本提示）
- ✕ 開設者が外国人の場合：住民票の写し（国籍等の記載があるもの）

※1：既存の理容所又は美容所を重複開設施設にする場合、どちらか一方の届出が追加で必要

※2：※1の場合の手数料は、24,000円

※ 確認済証の郵送を希望する場合：送付先を記入したレターパックプラス（赤色・520円）をご用意ください。

(例) 理容所及び美容所 重複開設 構造設備概要



理容所及び美容所の重複開設の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には、理容所・美容所でそれぞれ申請や届出が必要です～

◆ 新規開設届

- ✗ 開設者を変更する（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ✗ 施設を移転する（仮店舗も含む）
- ✗ 施設を大規模に増改築する
- ✗ 施設を建て替える 等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ✗ 法人代表者を変更した
- ✗ 施設を小規模に増改築した 等
- * 施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

届出事項が変わるとには変更届が必要になります。
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、面積算定にかかるもの（いすの台数など）となります。

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
(登記事項証明書（法人の場合）、施設設備図面等)

◆ 従業者変更届

- ✗ 従業者の新規雇用、異動、退職等があった

※複数店で施術している場合は全ての店舗で届出が必要です。

必要書類

- * 従業者変更届（細則第2号様式の4を使用。1通で良い。）
- * 有資格者の理容師免許証及び美容師免許証（本証提示）
- * 医師による診断書（結核と伝染性皮膚疾患の有無がわかる3か月以内に発行のもの）（有資格者）

◆ 承継届

- ✗ 開設者（個人）が死亡し、相続をした
- ✗ 法人が合併・分割した

必要書類（個人の場合）

- * 承継届
- * 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書等
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
 - ❖ 相続人の範囲：法定相続人
被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。

法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

◆ 廃止届

- ✗ 営業をやめた 等

必要書類

- * 廃止届（廃止後の提出となります）

器具類の洗浄と消毒方法



*1 0.1~0.2%を目安とする。 *2 0.01~0.1%を目安とする。

注: 希釈が必要な薬液を使用する場合は、計量器具が必要です。

理容所及び美容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	カミソリ・ハサミ・クシ・ブラシ・タオル・ネックペーパー等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること
空気環境	換気を充分にすること（炭酸ガス濃度を0.5%以下に保つこと） 開放型暖房器具・ガス式蒸し器等を使用するときは、特に換気に注意すること
採光・照明	充分な明るさを保つこと（作業面の照度を100ルクス以上とすること）
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクをすること
身体の清潔	一客ごとの作業前後に手指を消毒する等、身体は、常に清潔に保つこと
従業者の健康	常に従業者の健康管理に注意すること

関係機関一覧

理容師及び美容師の試験・免許証・管理理容師及び管理美容師講習会・修了証書に関する事項	
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 〒135-8507 東京都江東区有明 3-7-26 有明フロンティアビル B棟9F	Tel 03-5579-0911
経営相談・融資相談・Sマーク等に関する事項	
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 東京都渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	Tel 03-3445-8751

